

会社法施行規則案の概要

第1 概要

この省令は、会社法の規定により委任された下記の事項その他の事項について、必要な事項を定めるとともに、会社法の規定により法務省令に委任された事項のうち他の省令で定める事項についてその旨を明らかにするものである。

- ・ 親会社及び子会社の定義
- ・ 子会社による親会社株式取得が可能となる場合
- ・ 株式会社が自己株式を取得できる場合
- ・ 単元未満株主の有する権利の内容
- ・ 役員を選解任に係る事項
- ・ 会計参与報告の内容
- ・ 事業報告の内容（買収防衛策に関する事項，社外取締役に関する事項等）
- ・ 剰余金の配当に関して責任を取るべき取締役等
- ・ 株式会社の清算に関する事項
- ・ 社債権者集会に係る事項その他社債に関する事項
- ・ 株主代表訴訟における提訴請求の方法に関する事項

第2 重要な項目とその内容

1 親会社及び子会社の定義

(1) 規律の概要

親会社及び子会社の定義として、「財務及び事業の方針の決定をしている場合」という実質基準を用いることとし、また、親会社及び子会社には、法人格を有しない組合等も含まれることとしている。現行の財務諸表等規則8条4項の内容とほぼ同一の内容を規定している（省令3条，4条）。

(2) 理由・背景等

実質基準を用いることにしたのは、現行法における議決権の過半数という形式基準ではなく、実質的支配関係の有無により親会社及び子会社に該当するかどうかを判断することが適当であると考えられたことによる。また、法人格を有しない組合等も含まれることとしたのは、親会社・子会社に関連する規律（社外取締役の要件，監査役の調査権，子会社による親会社株式の取得の禁止等）の趣旨にかんがみると、対象となる法人を株式会社に限定しておくべき合理的な理由はな

いことによる。

2 単元未満株主の有する権利の内容

(1) 規律の概要

単元未満株主の有する権利の内容として、現行法における単元未満株主の有する権利を原則としつつ、定款の定めにより、現行法における端株主の権利に加えることのできる制限を加えることを認めることとしている（省令36条）。

(2) 理由・背景等

現行法上の端株制度と単元株制度を会社法において一体化することに伴い、現行法における単元未満株主の権利と端株主の権利とを調整する必要が生じ、上記のような規律としたものである。省令においては、株式の併合・株式の分割・株式の無償割当により金銭等を受けることのできる権利等、定款によっても制限することのできない権利のうち会社法において定めていない事項を規定している。

3 会計参与報告

(1) 規律の概要

会計参与報告の記載事項として、会計参与が職務を行う際に会社と合意した事項、計算書類作成のために採用した会計方針、計算書類作成に用いた資料の種類や作成過程及び方法等を規定している（省令65条）。

(2) 理由・背景等

会計参与については、会計に関する有資格者として会社の計算書類の作成の適正さを担保する役割を担うことが期待されている。しかしながら、計算書類そのものからは、当該会計参与がどのようにその作成に関与したかが明らかとならないため、関与の内容を参与報告の記載事項とし、株主・債権者に対して開示することとした。

4 社外取締役に関する事項の事業報告への記載

(1) 規律の概要

会社が社外取締役を選任した場合には、当該社外役員が他の会社の業務執行役員等であるときは、その事実及び当該会社と他の会社との関係、社外役員が他の会社の社外役員を兼任している事実等を事業報告の記載事項としている（省令78条）。

(2) 理由・背景等

コーポレートガバナンスを充実させるためには、会社の業務執行者を監督する社外取締役・社外監査役の会社からの独立性を強化すべきであるとの意見に応えるものである。なお、社外性に関する法律上の要件強化については、今後の実務

の状況を踏まえて判断することとしたため、事業報告による独立性に関する事項の開示に留めている。

なお、当該事項については、自民党「企業統治に関する小委員会」においても、「実効性ある内部統制システム等に関する提言」として次の提言がなされている。

社外取締役及び社外監査役について、それらの属性等につき法務省令に基づき開示するよう早急に検討すべきである。

5 買収防衛策に関する事項の事業報告への記載

(1) 規律の概要

会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本指針を定めている場合には、方針の内容、方針に照らして不適切な者が支配権を獲得することを防止するための取組み（いわゆる買収防衛策）の具体的内容、防衛策の合理性に対する経営陣の評価と意見等を事業報告の記載事項としている（省令80条）。

(2) 理由・背景等

会社法成立前後における我が国企業における敵対的買収への防衛に関する関心が高まったことに加え、会社法の下では企業側の採りうる防衛策が多様化することに鑑み、会社が採用した買収防衛策についての株主や投資家、買収者の予見可能性を高めることが重要であると要望に応えるための規定である。

なお、当該事項については、自民党「企業統治に関する小委員会」においても、「公正なM&Aルールに関する提言」として次の提言がなされている。

会社法の法務省令において、防衛策の内容等を事業報告により開示する制度を創設すべきである。

6 株主代表訴訟に関する提訴請求の方法等

(1) 規律の概要

株主が会社に対して責任追及等の訴えの提起を請求する際には、被告となるべき者、請求の趣旨及び原因等を明らかにしなければならないこととしている（省令124条）。

また、提訴請求を行った株主に対して交付する不提訴理由書においては、会社が行った調査の方法及び結果、請求対象者の責任の有無についての判断、請求対象者に賠償責任があると判断した場合にもかかわらず提訴しなかったときはその理由を明らかにしなければならないこととしている（125条）。

(2) 理由・背景等

現行の株主代表訴訟制度については、株主等から濫用的に利用される場合が

存する， 株主代表訴訟に最も利害関係を有するであろう会社の判断等が代表訴訟に反映されないとの批判がなされている。

これらの批判に応えるため，会社法本体においても，株主が提訴できない場合の明確化や不提訴理由書の制度を設けるなどの手当てを行ったところであるが，株主代表訴訟の実効性を高めるため，本省令の規定により，提訴請求株主及び会社の双方に一層の情報の開示を求めることとしている。